

スポーツ仲裁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ウエイトリフティング協会（以下「本会」という。）が行なった競技会、国際大会選手団派遣及び本会の運営を巡る紛争について、スポーツに関する法及びルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するべく設立された公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁によって迅速かつ公正中立に解決することを目的とする。

(仲裁の申立て)

第2条 本会が行なった競技会、国際大会選手団派遣及び本会の運営に関する決定に対して不服がある競技者等は、本会を被申立人として、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って、仲裁申立てを行なうことができる

(規程の改廃)

第3条 本規程は、理事会の議を経て改廃することができる。

付則

この規程は、平成28年12月10日から施行する。